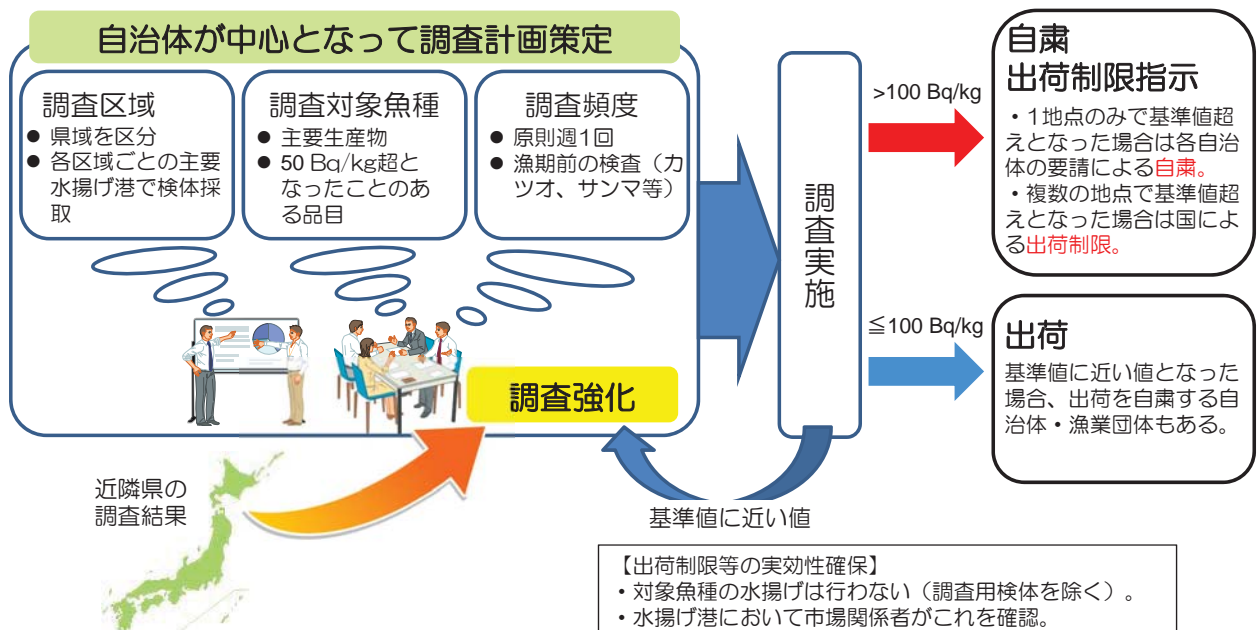


水産物の放射性物質調査について

平成27年3月
水産庁

水産物の調査の枠組み

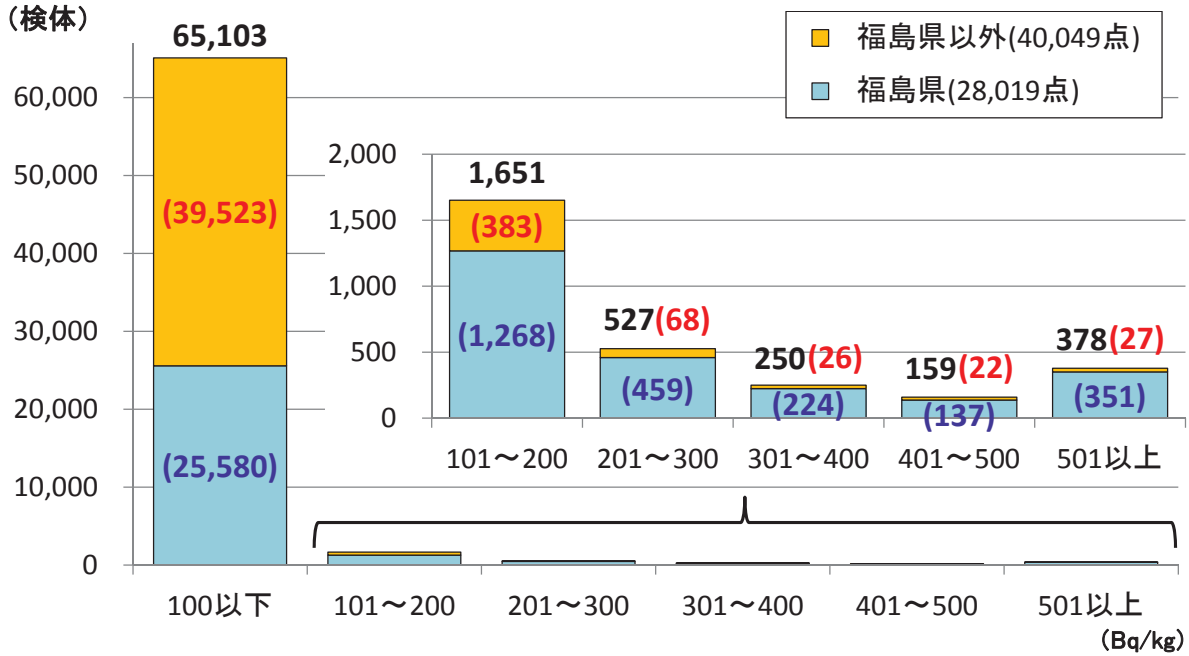
- 調査にあたっては、主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。また、表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。



水産物の調査結果（全体）

平成27年
2月28日現在

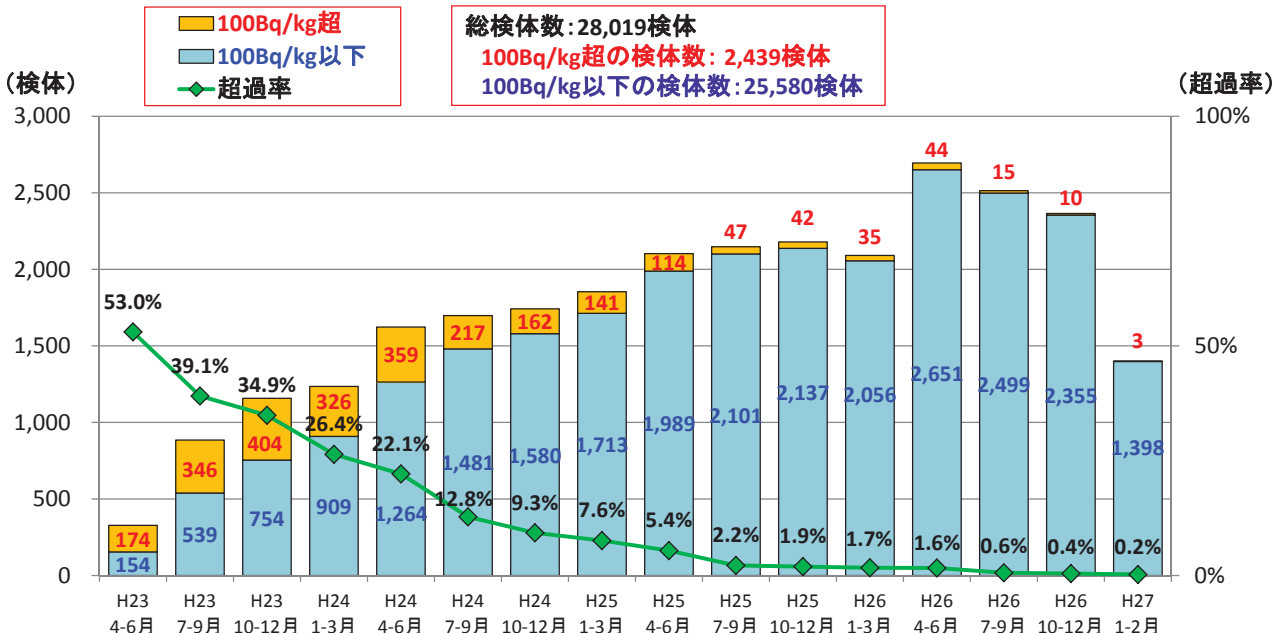
- 全国で68,068検体の検査を実施（福島県:28,019検体、福島県以外:40,049検体）。
- 95.6%（68,068検体中65,103検体）が100 Bq/kg以下。
 （福島県では、91.3%（28,019検体中25,580検体）が、福島県以外では、98.7%（40,049検体中39,523検体）が100 Bq/kg以下。



水産物の調査結果（福島県）

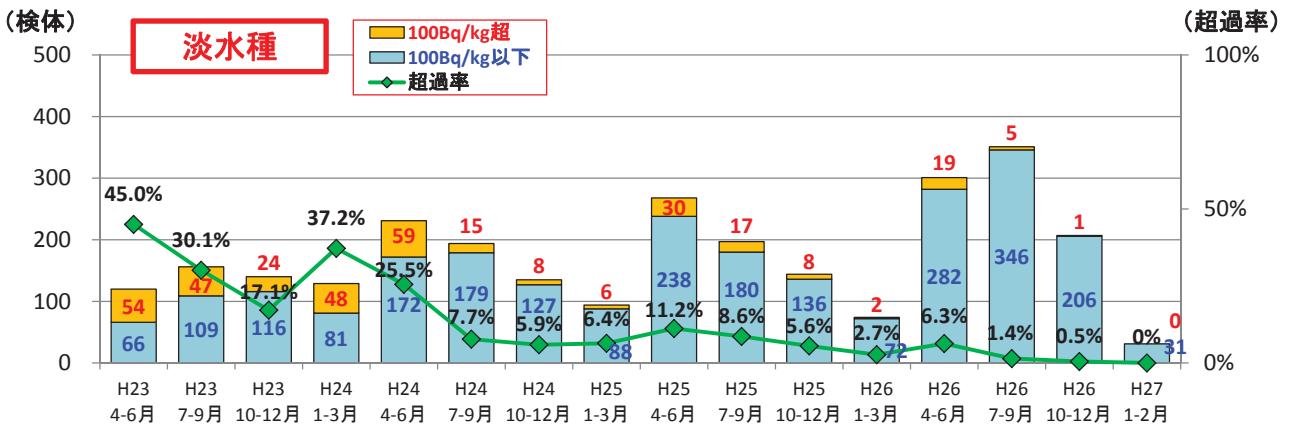
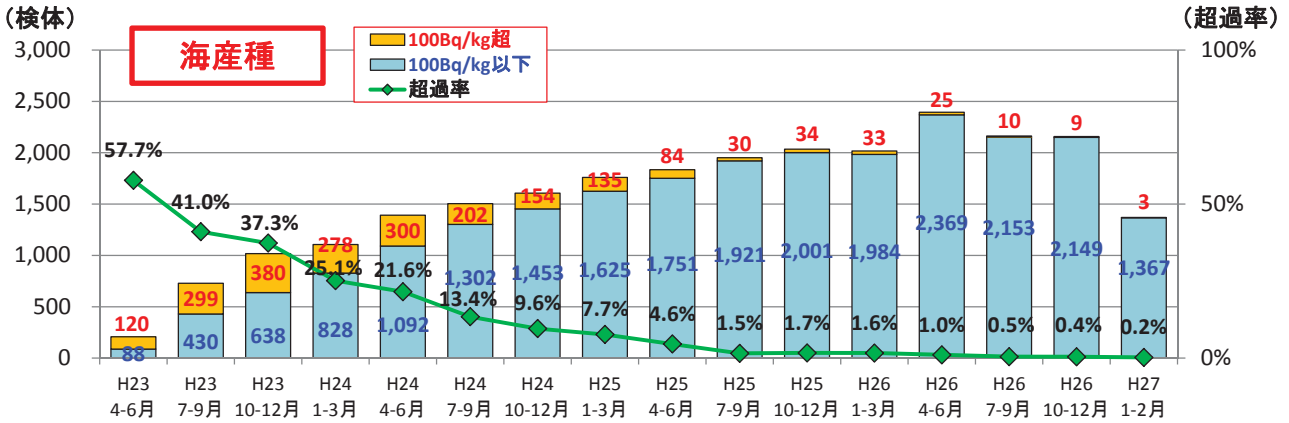
平成27年
2月28日現在

- 福島県においては、平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が53%となっていたが、事故後1年間でその割合は半減。平成24年4月以降は、事故後に50 Bq/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続したが、それでも基準値を超える割合は低下を続け、平成27年1-2月期は0.2%まで低下。
- なお、試験操業を除き、沿岸漁業・底びき網漁業を自粛中。



【参考】調査結果の内訳（福島県）

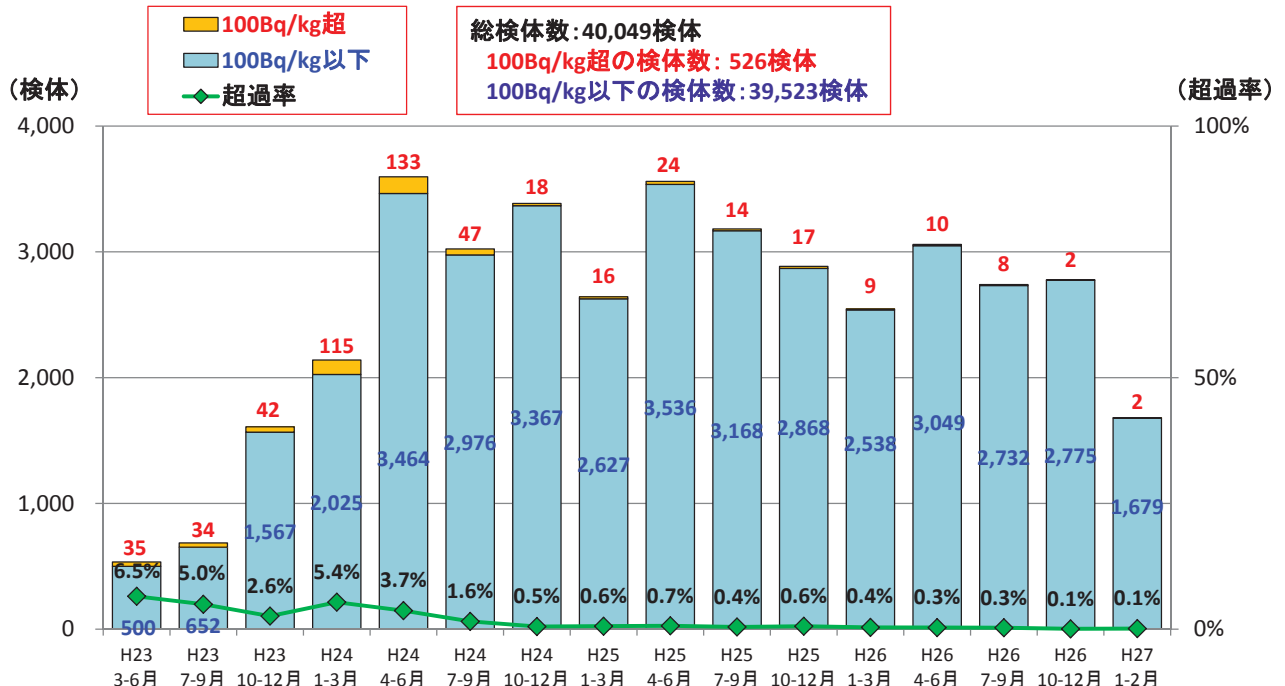
平成27年
2月28日現在



水産物の調査結果（福島県以外）

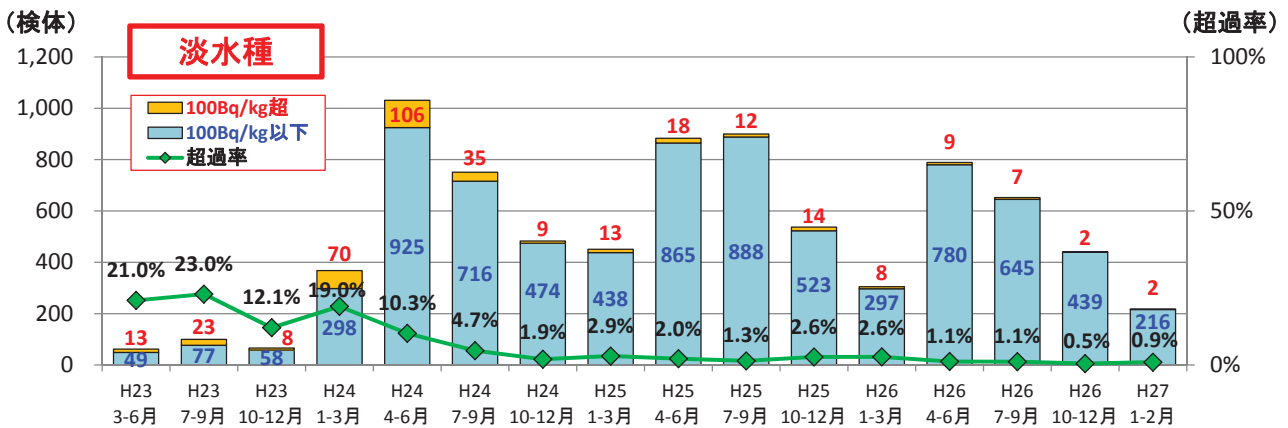
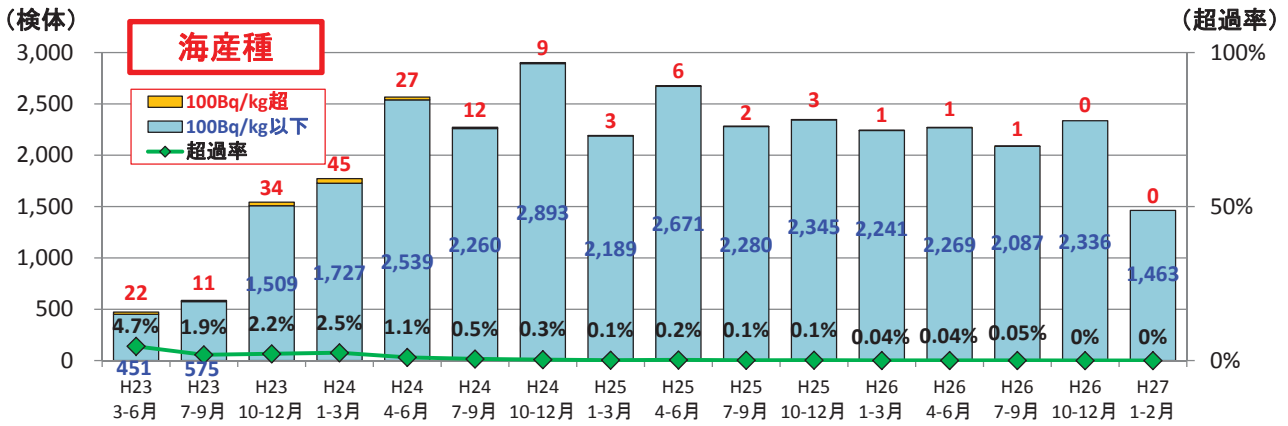
平成27年
2月28日現在

- 福島県以外においても、100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成26年10-12月期は0.1%まで低下。
- なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示等が出されているため、いずれも市場に流通しないよう措置済み。



【参考】調査結果の内訳（福島県以外）

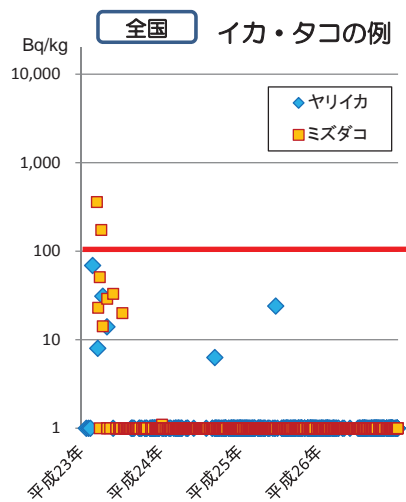
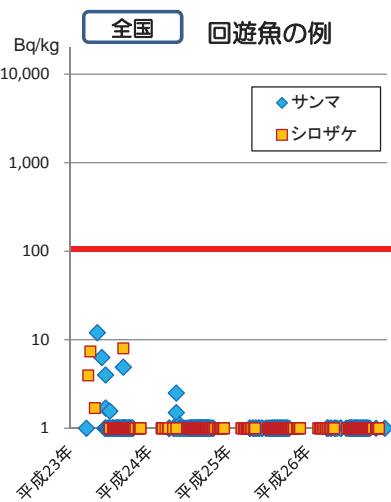
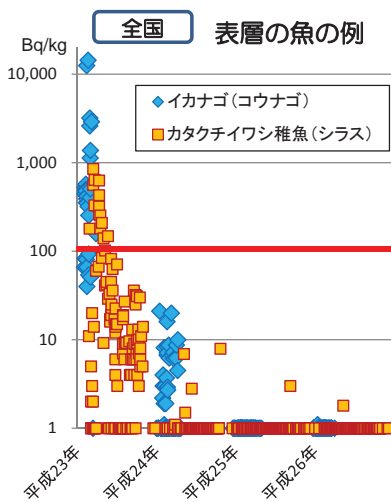
平成27年
2月28日現在



水産物の調査結果

平成27年2月28日現在

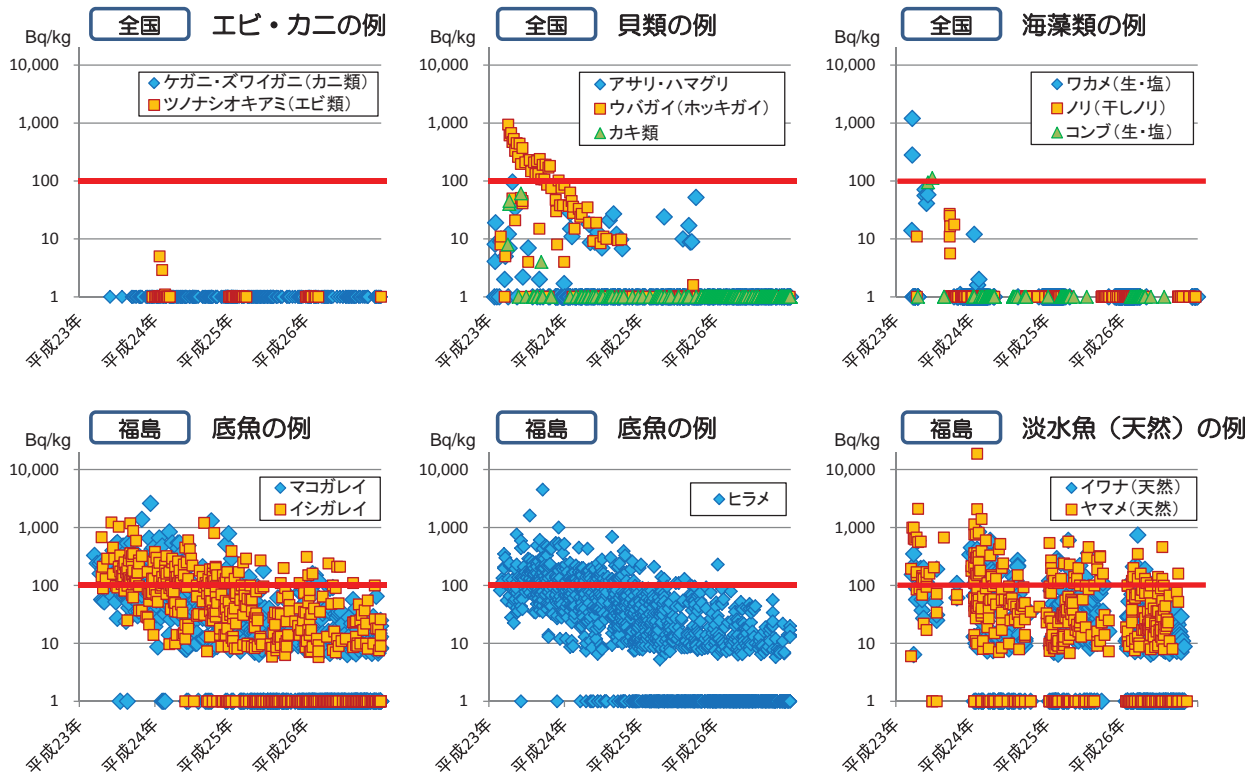
- 現在では、シラスやコウナゴ等の表層の魚、カツオ・マグロ類、シロザケ、サンマといった回遊魚、イカ・タコ類、エビ・カニ類、貝類や海藻類等については、全ての都道府県で基準値以下。一部のカレイ・ヒラメ類やマダラ等の底魚を中心として、現在でも一部の海域において基準値を上回る魚種が存在。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。



注：福島県沖では、52種を対象とした試験操業を除き、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛。
 注：基準値を超過した種における出荷制限や操業自粛等の状況については「9 出荷制限や操業自粛等の状況」を参照
 注：各都道府県の詳細な検査結果は、水産庁ホームページ（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>）を参照

水産物の調査結果

平成27年2月28日現在



注：福島県沖では、52種を対象とした試験操業を除き、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛。
 注：基準値を超過した種における出荷制限や操業自粛等の状況については「9 出荷制限や操業自粛等の状況」を参照
 注：各都道府県の詳細な検査結果は、水産庁ホームページ (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>) を参照

消費者への情報提供について

- 水産物の信頼確保のため、関係都道府県や業界団体と連携して、放射性物質調査を実施。平成23年3月から、調査の結果やQ&Aを日本語及び英語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。
- 今年5月、3年間のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書について」として取りまとめ、在京外交団フリーフィングにおいても発信。英語版も公表しており、国内外の消費者、外国人へのリスクコミュニケーションに活用。
- 消費者、流通業者や国内外の報道機関等に対して、これまで65回の説明会を実施。

「水産物の放射性物質検査に係る報告書」について

これまでの取組

水産庁HPIにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供

【課題】

- 検査結果データが主体であり、分析がされていない
- データを見ただけでは、その意味や、魚種別の傾向等を理解できない
- 海水、海底土のデータは他省のHPで探す必要

今回の報告書

- 3年間のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- 消費者から専門家が活用できる内容（魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等）
- 英語版を作成し、外国のリスクコミュニケーションにも活用

説明会等の実施状況

【説明会等の対象者】

生産者等：漁協系統団体、水産加工団体
 流通業者：築地場内の卸売業者・中卸業者・
 売買参加人、大手量販店
 その他：消費者団体、報道関係者 等



平成27年2月末日現在

凡例

操業自粛等

操業自粛等(水域名)
対象魚種

出荷制限

出荷制限(水域名)
対象魚種 規制開始日

宮城県

出荷制限(宮城県沖)

スズキ 24.4.12～(北部は、24.10.25～)
クロダイ 24.6.28～(北部は、24.11.6～)

福島県

操業自粛等(福島県沖)

沿岸漁業及び底びき網漁業(ただし、58種(脚注参照)を対象とした試験操業を除く。)

出荷制限(福島県沖)

アイナメ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マコガレイ、マゴチ、ムラソイ、メイトガレイ、ビノスガイ24.6.22～
ナガヅカ、マツカワ 24.7.12～
カサゴ H25.8.8～

北緯36度38分

県北部

メロウド(イカナゴ親魚)、アカシタビラメ、キツネメバル、クロソイ、クロダイ、ムラソイ

出荷制限(茨城県沖)

イシガレイ24.7.5～(北緯36度38分以南を除く)

茨城県

県中部

メロウド(イカナゴ親魚)、クロメバル、アカエイ

シロメバル 24.4.13～
スズキ 24.4.17～
コモンカスベ 24.6.1～

県南部

メロウド(イカナゴ親魚)、マルアジ、キツネメバル

注：福島県沖では以下の58種を対象に試験操業・販売が行われている。

【魚類 34種】アオメソ、アカガレイ、アカムツ、イシカワシラウオ、ウマヅラハギ、オオクチイシナギ、カガミダイ、カナガシラ、キアンコウ、キチジ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、ゴマサバ、サメガレイ、サヨリ、サワラ、シラス(カタクチイワシの稚魚)、シロザケ、スケトウダラ、ソウハチ、チダイ、ヒレグロ、ブリ、ホウボウ、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダイ、マダラ、マトウダイ、ミギガレイ、メダイ、ヤナギムシガレイ及びユメカサゴ

【甲殻類 8種】ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ヒゴロモエビ、ヒラツメガニ、ベニズワイガニ、ボタンエビ及びホッコクアカエイ

【イカ・タコ類 7種】ケンサキイカ、ジンドウイカ、スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ及びヤリイカ

【貝類 8種】アワビ、エゾボラモドキ、シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、ナガバイ、ヒメエゾボラ、ホッキガイ及びモスソガイ

【その他 1種】オキナマコ